

住民票の写しについて

共通事項

- ・ 本籍が記載されているものの交付を受けてください。
- ・ 外国人の場合は、国籍等を記載したものの交付を受けてください。
- ・ 住民票をコピーしたものは、受領できません。役所から交付されたものを提出してください。
- ・ 発行日から概ね3ヶ月以内のものを提出してください。

事業者が法人の場合

- ・ 役員全員のものを提出してください。
- ・ 海外居住の役員の場合は、現地の運転免許証の写し又は現地で発行された住所が記載された公の書面原本(邦訳を添付)を提出してください。

識別符号付与業務受託者(個人)の場合

- ・ 受託者のものを提出してください。

識別符号付与業務受託者(法人)の場合

- ・ 受託業者役員及び従事する者全員のものを提出してください。